

化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方及び優先評価化学物質のリスク評価手法についての改訂について

1. 改訂の背景

化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価は、「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）及び「優先評価化学物質のリスク評価手法について」（以下、「リスク評価手法」という。）（平成24年1月策定、平成30年1月改訂）に基づき行っている。

平成30年11月に開催された3省合同審議会において、「化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD2020年目標の達成に係る進捗状況と今後の取組」についての審議の中で、2020年目標達成に向けての進捗状況確認、方策の達成状況や評価手法の有効性の点検といった一連の点検を行って、重点化すべき対応策が明らかにされた。これら対応策を実行していくことが了承されたことを踏まえ、今般、基本的な考え方及びリスク評価手法の改訂を行った。

2. 対応策とそれを踏まえた改訂点

「化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD2020年目標の達成に係る進捗状況と今後の取組」についての審議で了承された重点化すべき対応策と、それを受けた「基本的な考え方」及び「リスク評価手法」の改訂箇所並びに改訂内容をまとめた。

番号	重点化すべき対応策	改訂箇所		改訂内容
		基本的な考え方	リスク評価手法	
①	【評価Ⅰ】（PRTR、モニタリング情報の活用）PRTR排出量、モニタリング情報を評価Ⅰから利用し、評価Ⅰの精度を向上させる。	3. (2)②/p. 4-5 3. (3)①/p. 7-8 3. (3)③/p. 8-9	Ⅱ. 4. 5/p. 7 Ⅲ. 図表3/p. 8-9 Ⅲ. 6. 2 (3) /p. 22-33 Ⅲ. 6. 3 (3) /p. 39 Ⅲ. 7. 2 (1)-(4) /p. 46-51	・評価Ⅰの暴露情報としてPRTRデータを用いる。 ・評価Ⅰにおける優先順位付けにおいて環境モニタリングデータを必要に応じ考慮する。
②	【評価Ⅰ】（発がん性定量評価）発がん性に係る有害性評価値導出を評価Ⅰの段階から実施する。	3. (2)④/p. 5-6 3. (3)①/p. 7-8	Ⅲ. 図表3/p. 8-9 Ⅲ. 6. 1 (2) /p. 14 Ⅲ. 7. 1 (2) (3) /p. 41-43	・発がん性についても評価Ⅰの段階から定量的評価を導入する
③	【評価Ⅰ】（他法令管理状況考慮）他法令で基準値等が設置されており、それが化審法の法目的に沿うものであり、それが概ね達成されているような物質などは、必要に応じて、優先度付で考慮する。	3. (3)①/p. 7-8	Ⅲ. 図表3/p. 8-9 Ⅲ. 6. 3 (3) /p. 39	・評価Ⅰにおける優先順位付けにおいて他法令管理状況を必要に応じ考慮する。
④	【評価Ⅱ】（スケジュール見直し）二特指定の蓋然性が高いとは言えない物質については、評価ステータスや優先順位を下げて評価Ⅱスケジュールを見直す。さらに、他法令の管理状況についてもスケジュールの見直しにおいて必要に応じて考慮する。	3. (3)③/p. 8-9	-	・評価Ⅱに進めた以降に得られた情報等により、第二種特定化学物質に指定する蓋然性が高いとは言えないことが判明した物質については、評価の優先順位を見直す。

上記以外にも、内容の明確化や形式的な修正等、軽微な改訂も併せて行うこととする。

3. 技術ガイダンスの改訂

「基本的な考え方」及び「リスク評価手法」の改訂に伴い、下位文書である「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス」を改訂する。